

公益社団法人 福井県ビルメンテナンス協会 定款施行細則

第1章 入 会

(審査基準)

第1条 福井県内に事業所を置いて、1年以上ビルメンテナンス業を営み、公益社団法人福井県ビルメンテナンス協会（以下「当協会」という。）の定款を充分尊重し、協調精神を有する個人または団体。

(手続)

第2条 定款第6条により代表理事に提出する入会申込書は、当協会が定める用紙を用い登記簿謄本及び経歴書、労災保険適用事業所であることを証明する書類の写し等を添え、正会員2名以上（以下、「推薦会員」という。）の推薦を得て提出するものとする。

2.賛助会員の入会手続については前項に準じるが、正会員及び賛助会員のそれぞれ1名以上（以下、「推薦会員」という。）の推薦を得るものとする。

3.当協会は、第13条に定めるとおり公益社団法人全国ビルメンテナンス協会（以下「全国協会」という。）と連携関係にあり、正会員の当協会への入会申し込みは、全国協会への入会申し込みと同時にされる。

(推薦資格)

第3条 推薦会員は当協会会員として2年以上在籍していること。

(審査)

第4条 運営委員会は入会申込書等に基づき予備審査を行う。

2.予備審査において推薦会員に推薦の経緯及び今後の指導方針等の説明を求め、また、入会を希望する個人または団体は求めに応じて入会希望の主旨並びに会社経歴について説明しなければならない。

3.理事会は運営委員会の答申に基づき入会の適否について審議し、議決するものとする。

4.理事会の決議により入会を否決された個人または団体に対しては説明をしたうえで、入会申込書等を返却する。

(認証書)

第5条 入会を承認された個人または団体には認証書を交付する。

第2章 会 費

(会費及び入会金)

第6条 定款第7条に規定する会費は次の基準表の通りとする。

(1) 会費 (月額)

※従業員人数	金額
1～50	30,000
51～100	40,000
100～200	60,000
201～300	80,000
301～	100,000

※ビルメンテナンス業従事者 (常用労働者)

※この基準表には、全国協会会費 (10,000円) を含む

(2) 入会金 (入会時に納付するもの)

正会員	150,000円	当協会	100,000円
		全国協会	50,000円
賛助会員	0円	当協会	0円

(会費及び入会金の納付要領)

第7条 会員は入会が承認されたら入会金と当月分の会費を遅滞なく納付しなければならない。

2.以後の会費納付は毎月、当月分を会員が指定する銀行口座から自動引き落としによるものとし、会費自動引落同意書を提出したうえで、当協会が指定する日に自動引落すことにより納付する、又は振込みすることにより納付しなければならない。

3.会費の納付対象期間は入会の月から退会の月までとする。

第3章 役員を選任

(役員選挙管理委員会)

第8条 定款第20条で定めた役員及び定款施行細則第13条第1項第1号の代議員を選任するため、役員選挙管理委員会を設ける。

2.委員会は4名以上6名以内の委員を以って構成する。なお、欠員が生じた場合補充はしない。

3.委員は、社員の推薦により社員総会で選出する。

4.委員の任期は、社員総会において委員として選出されたときから、次期社員総会において、次期委員が選出される日までとする。

5.本委員会の委員は役員になることができない。

(役員の種類及び定数)

第9条 定款第21条で選定された代表理事は、会長に就任する。業務執行理事は、理事会の決議を経て、代表理事の任免により、副会長に就任する。

(選考方法)

第10条 役員選挙管理委員会は、すべての社員から役員の内候補者を募る。
2.前項のほか社員からの推薦者を役員候補として選出することもできる。
3.第13条第1項第1号で定める全国協会の代議員選考については前2項に準ずる。

第4章 委員会及び青年部

(常設委員会)

第11条 理事会はその執行すべき業務の内容に従って、次の常設委員会を置く。

- (1) 運営委員会
- (2) 総務委員会
- (3) 教育研修・労働安全委員会

2.委員会には担当理事を置く。

3.委員会には代表理事が指名した社員を委員長として置く。

4.各委員会は委員長の推薦により構成し、理事会の承認を得る。

(青年部)

第12条 理事会はその業務を執行するため青年部を置く。

2.青年部には代表理事が指名した担当理事を置く。

3.運営については青年部が別に定めた規約による。

第5章 連携法人

(連携法人)

第13条 当協会は、全国的な共通事業に参加協力し、事業活動の促進に資するために、ビルメンテナンスにおける全国組織たる全国協会と連携して、下記職務を実施し、同協会の組織運営に協力する。

- (1) 社員の中から全国協会の代議員を社員総会にて選出する。
- (2) 全国協会の入会金及び会費を代行して徴収し、同協会が別に定める基準に基づいて納付する。
- (3) 全国協会の会員の入会手続きを代行する。
- (4) その他、全国協会の事業遂行に必要な事項。

附 則

この定款施行細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人設立の登記の日から施行する。

改正

平成 27 年 1 月 28 日から施行する。(平成 27 年 1 月 28 日 臨時社員総会承認)

平成 27 年 5 月 13 日から施行する。(平成 27 年 5 月 13 日 第 7 回理事会承認)